



さい

発行・編集/〒039-4711

青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL: 0175(38)2111

FAX: 0175(38)2492

4月25日(日)【アルサス周辺】
平成16年度佐井村消防団定期観閲式



今月の主な内容

むつ県税事務所からのお知らせ… 2	保健師だより・歯科だより… 7
危険物安全週間ほか…………… 3	交母だより…………… 8
緊急雇用対策事業実施ほか…………… 4	こちら佐井駐在所…………… 9
わいどの広場…………… 5	お知らせコーナー…………… 10
サル放送をうまく活用しよう…………… 6	戸籍の窓口…………… 12

2004
(平成16年)

6

No. 418

むつ県税事務所からのお知らせ

○自動車をお持ちのみなさんへ

今年度の自動車税の納期限は6月30日(水)です。

自動車税は、納期限までにお近くの金融機関、郵便局等で納めてください。

また、納税通知書に付いている納税証明書は、車検証と一緒に保管しておきますと、車検の際にそのまま使用でき、大変便利です。

納税通知書が届かない場合や、自動車税に関するご相談は、むつ県税事務所納税課までお問い合わせください。

○自動車税のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車については、その排出ガス性能に応じて税率を軽減（軽減）し、新車新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する制度（自動車税のグリーン化）が平成14年度分の自動車税から実施されています。

☆次の自動車については、開始年度以降税率が重く（重課）なります。

対象自動車		重課開始年度	税率
ガソリン車 L P G 車 (※)	平成3年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成16年度	おおむね 10%を重課
	平成4年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成17年度	
上記以外の 自動車(※)	平成5年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成16年度	
	平成6年3月31日までに新車新規登録されたもの	平成17年度	

※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、一般乗合用バス、被けん引車を除く。

☆次の自動車については、グリーン化税率（軽減税率）の適用が終了となりますので、終了年次以降は通常の税率が適用されます。

新車新規登録の時期	軽減税率終了年度
平成13年度	平成15年度でグリーン化税率（軽減税率）終了
平成14年度 平成15年度	平成16年度でグリーン化税率（軽減税率）終了

■問い合わせ むつ県税事務所 納税課 ☎8581 内線210

危険物安全週間

6月6日から6月12日まで

全国一斉に実施されます。

この運動は普段身近に使用している **ガソリン、軽油、灯油** など、危険物に対して関心をもっていただき、同時に保守に対する意識を高める目的で行われます。

また、これらの危険物は消防法で定められており、危険物規制政令、危険物規制規則等により、貯蔵取扱いてきる量、場所、施設設備資格等が細かく規制されています。

危険物の規制に関する規則違反



＜平成16年度危険物安全週間推進標語＞

『 **危険物 ゆるむ心の 帯しめて** 』

火事と救急は119番

佐井消防分署 ☎2266

平成15年度中山間地域等直接支払実施状況

◎平成15年度における、中山間地域等直接支払制度の実施状況は下記のとおりでした。

対象となつた集落名	受給された農業者数(人)	交付金額(円)			交付対象農用地面積(m ²)				
		うち集落共同活動充当額	うち農業者への配分額		田の急傾斜地面積 1/20以上	田の緩傾斜地面積 1/100以上	畑の急傾斜地面積 15度以上	畑の緩傾斜地面積 8度以上	
原田	28	1,263,600	631,800	631,800	157,950	0	157,950	0	0
合計	28	1,263,600	631,800	631,800	157,950	0	157,950	0	0

直接支払制度とは、平野部に比べ傾斜地が多く農業生産の条件が不利なことなどから、農地などの管理がままならず、「多面的機能」の低下が懸念されている地域について、農地の維持管理活動を実施する場合、生産条件の不利性を直接的に補うため、農地の斜度に応じて交付金を交付する制度です。

佐井村では、平成13年度に原田集落が集落協定を締結し、平成17年度までの5年間を実施期間として、平成15年度についても適正な農業生産活動、水路・農道の管理、周辺林地の下草刈等の取組みが行われました。

集落における交付金の使用方法は、半分が集落共同取組みに係る経費として、残り半分が耕作面積に応じて支払われました。

今後も直接支払制度は継続して実施される予定です。

詳しい内容を知りたい方は、役場産業振興課までお問い合わせください。

緊急雇用対策事業実施のお知らせ

村では、会社の倒産など事業主の都合により離職を余儀なくされた方を対象とした雇用対策公共事業を実施いたします。求職を希望する方は役場産業振興課に求職の申し込みをしてください。
仕事の内容及び雇用条件、受付期間は下記のとおりです。

記

1. 仕事の内容 北限のニホンザル追い払い事業
(ニホンザルの巡視と受信機による行動の把握、追い払い等)
2. 仕事の実施 村が民間業者に委託して実施します。
3. 雇用期間 6月20日～9月30日にかけて約50日間
(求職希望者の人数により雇用期間の調整があります)
4. 就業時間 8時～17時まで(休憩時間含む)
5. 雇用条件等
 - (ア) 佐井村に住所のある方で、会社の倒産などで事業主の都合により離職をされた方で、雇用保険受給期間が満了し、現在仕事を求めている方。(普通自動車免許取得者優遇)
 - (イ) 離職した時期がわかる書類が必要です。(雇用保険受給資格者証の写等)
 - (ウ) 年齢 65歳以下の方
 - (エ) 賃金 日給制 日額 7,000円
 - (オ) 加入保険 労災保険あり(雇用保険、社会保険等なし)
6. 募集人数 7人
 - 受付期間 平成16年6月3日(木)～6月14日(月)まで
 - 受付場所 役場産業振興課
 - * 求職申込書は、産業振興課にあります。
 - * 平日は、8時15分から17時まで受け付けします。(土曜日、日曜日は受け付けしないのでご了承願います。)
 - * この仕事は、村が民間の事業主に委託して事業を実施いたしますので、雇用を決めるのは村から委託を受けた事業者です。
 - * 後日、事業者が求職希望者との面接を行います。(面接の日時は後日通知いたします。)
 - 問い合わせ 役場産業振興課 ☎2111

創業と経営革新を応援します

☆こんな望み、こんな疑問、こんなお悩みをお持ちの方

- ・新しくお店を始めたい。新しく事業を興したいが、どのようにすれば良いか
- ・自分の企業をもっと良くしたい。そのためにはどうしたら良いか
- ・知的高度な技術や人材の活用について、どうしたら良いか
- ・経営環境の悪化で企業の再生について、どうしたら良いか

■事業内容

上記の項目について、当支援センターではコーディネーターが各種課題の解決に相談対応しアドバイスをいたしております。

- 創業(新規開業)を計画されている方のサポートをいたします
- 既存経営の革新を希望される方のサポートをいたします
- 産学官共同研究を連携し、企業の研究開発のサポートをいたします
- 中小企業の再生の取り組みをきめ細かにサポートいたします
 - 相談無料、秘密厳守
 - 窓口・訪問相談、企業に関わる情報提供等の支援事業
 - 新規開業特別貸付(無担保、無保証人、限度額750万円)の紹介

■相談時間 午前8時30分～午後5時

■担当コーディネーター ・山本 進(経営・情報全般) ・柳谷洋基(経営全般)

■問い合わせ

むつ商工会議所内(2階) 下北地域中小企業支援センター ☎2283(内線71)

’04北通り地区合同清掃DAY

5月8日(土)、佐井村・大間町・風間浦村1町2村による、合同清掃が行われました。

参加者は、全体で150名、佐井地区においても、佐井村漁業協同組合、下北信用金庫、NPO法人ゆいっこクラブなどから、約50名が参加し、願掛海岸の清掃を行いました。ゴミ袋100個を超える大量のゴミが集まり、海岸はとてもきれいになりました。



薬師さまへのほろう！

5月8日(土)、佐井村レクリエーションサークル主催による「薬師さまへのほろう！」が開催されました。

この日は、天気も良く、アルサスから薬師さままでの約1.7kmを歩き、お参りをし、お札をもらい、カップヌードルを食べました。

参加したみんなは、もらったお札を大切に家に持って帰りました。



平成16年度佐井村消防団定期観閲式

4月25日(日)、あいにくの肌寒い曇り空の下、アルサス周辺を会場に、平成16年度佐井村消防団定期観閲式が行われました。

式では、大勢の来賓、関係者が見守る中、現況報告、通常点検、總振り演技、小型ポンプ操法、佐井村保育所幼年消防クラブによる遊戯が披露され、また、これまで消防活動に尽力されてきた功労者への表彰状ならびに感謝状の贈呈が行われました。

続いて、海上自衛隊大湊音楽隊の演奏に合わせての分列行進の後、大佐井枝橋で一斉放水が行われ、団員らの一糸乱れぬ迅速・正確な行動に、集まった見学者からも盛んな拍手が送られていました。



元気で頑張っています!! 農業の魅力伝えたい



藤田 重良さん (原田)
大正8年7月22日生まれ (84歳)

■仕事を始めたきっかけは？

子どものころからです。原田地区が開拓されたときからずっとになります。

■趣味・楽しみは？

畑の粟の手入れです。サルの追いはらいもしなければならぬので、ちょっと大変ですけど。いつしか、趣味も仕事も一緒になってしまいました。現在は、田、畑(粟)、しいたけをやっています。

■長く頑張れる秘訣は？

健康でいることです。そんなに無理をしないように心がけています。

■最後にひと言

年も年なので、体も大事に、趣味も大事にしながら、村内外へ、農業の魅力をもPRしていきたいと思っています。これからも、試験場を見学したり、研究されている良い部分を取り入れながら、まだまだ続けていきたいです。

この日も、朝早くからご協力いただき、大変ありがとうございました。本格的な農業のシーズンは、もう少し暖かくなってからのこと。これからも健康第一で、いつまでも現役でご活躍されることを願っています。

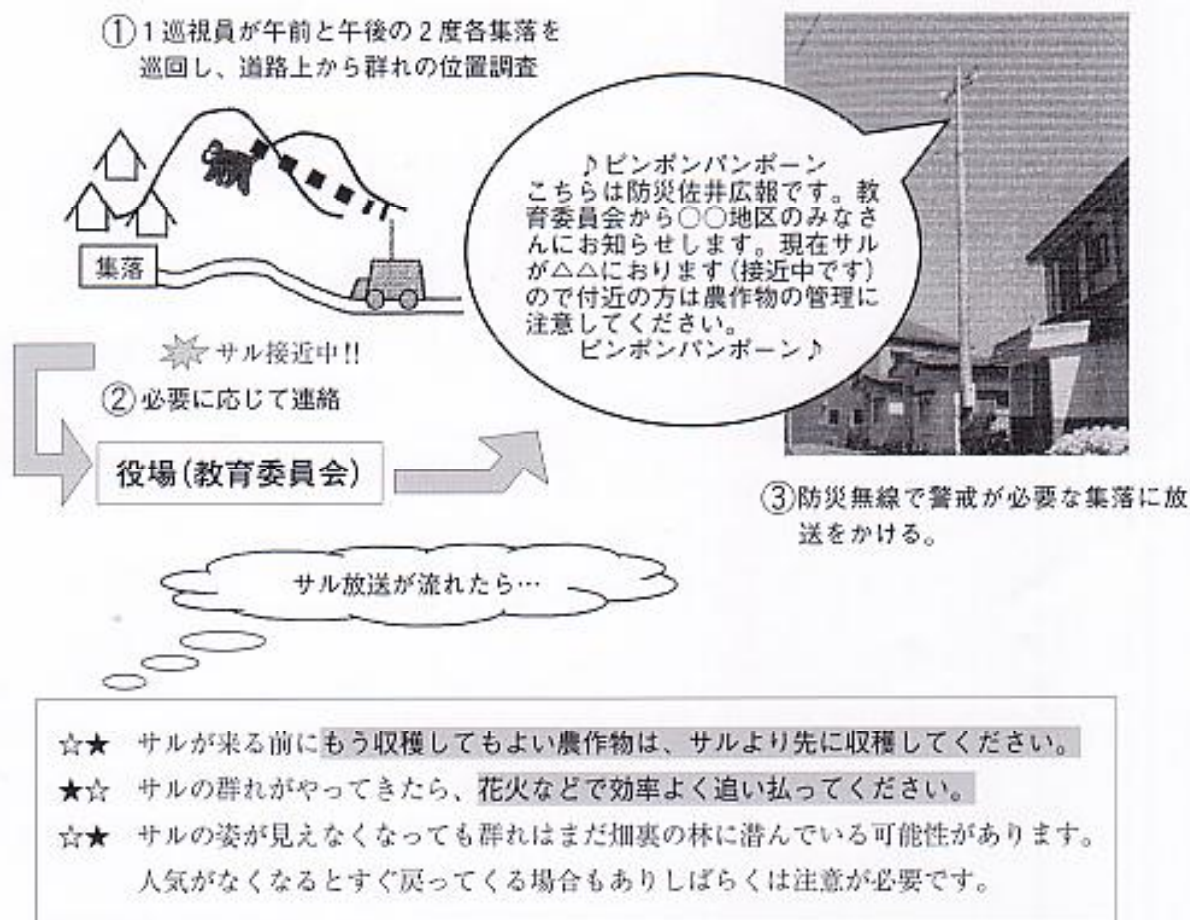
サル放送をうまく活用しよう！

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会

昨年、好評だったサル放送。今年もやります!!

事前にサルが農地にやっていることが分かれば、収穫できそうなものはサルより先に収穫しておいたり、効率よく追い払いができるようになるなど対策がたてやすくなりますよ。

サル放送の概要



注意：「サル接近警報」はあくまでも予報です。「警報」が出てもサルが来なかったり、逆に「警報」がないのにサルがやってくることも考えられます。また、「ハナレサル」「一匹サル」は群れとは別に行動しているため、サル放送の対象にはなりません。

「サル放送」がかからなくても、サルがどこにいるのか気になる方は教育委員会までご連絡ください。電波調査により、群れの大体の位置がわかります。

※その他、ご意見・ご質問などは

佐井村教育委員会 ☎4506、4507まで (文責：北大 鈴木克哉)

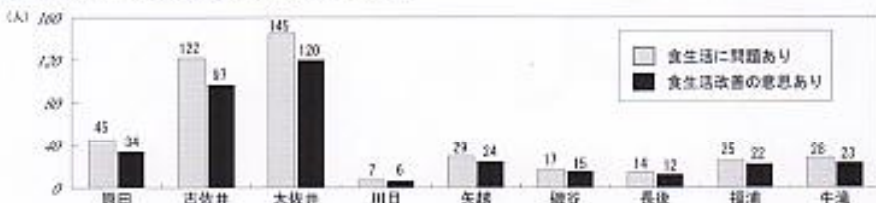
アンケート調査の結果より ～「栄養・食生活」について～

保健師だより

近年、がん、心臓病、糖尿病などの生活習慣病が増加してきており、その予防のために食生活の改善はますます重要となっています。毎日の食事で「健康寿命」をのばしましょう。そのためにも、子どものころから、食生活を大切にしたいものです。

〈アンケート結果から〉

●食生活改善の意思がある方の状況



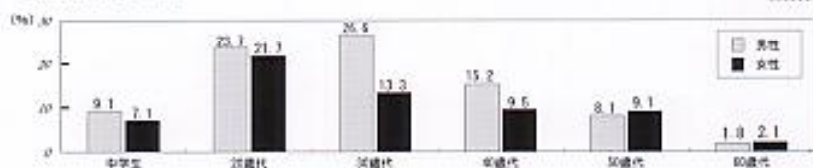
- ・食生活に問題があると答えた方は、全体の33.1% (1,306人中432人)、地区別では原田地区が一番高く41.3% (109人中45人)、ついで牛滝地区38.9% (72人中28人)、大佐井地区35.3% (411人中145人)でした。
- ・食生活に問題があると答えた方のうち、食生活改善の意思があると答えた方は、81.7% (432人中353人)、地区別では磯谷地区88.2%、福浦地区88.0%、川目・長後地区85.7%となっています。

●普段の食生活で気をつけていること



- ・朝食の摂取状況について、小学生では「食べない」と答えた人はいませんでしたが、中学生では8.1% (86人中7人)の人が「食べない」と答えています。
- ・20～39歳の働き盛りの男性の朝食欠食率は、25.4%でした。

●朝食欠食状況



歯科だより ～虫歯の進み方～

今年度も、第1回目の保育所・各学校での歯科検診が終わりました。佐井村では、半年に一度、保育所・各学校とも検診を行っていますが、永久歯の虫歯はかなり減っています。しかし、乳歯の虫歯はなかなか減らないのが現状です。自分でしっかり磨けない幼児や低学年のうちは大人のチェックが必要で、仕上げ磨きが重要になります。

乳歯は歯の表面のエナメル質が薄く、虫歯の進行が永久歯よりも早いです。できるだけ早く受診し治療しましょう。また、虫歯が無くても、定期的に歯医者さんで、普段のブラッシングでは取りきれない汚れを掃除してもらったり、フッ素塗布をすることは、予防につながります。

子どもの虫歯は気がつかないうちに進んでいます。お母さんが気がついたときや、検診で「虫歯です」と言われたときには、かなり進んでいるということが多いようです。

こんなふうには虫歯は進みます

- C0:むし歯のはじまりで観察が必要。
- C1:エナメル質の小さなむし歯。
- C2:象牙質までむし歯。しみたりする。
- C3:神経まで届いたむし歯。痛む。
- C4:残せないほどに進んだ重症のむし歯。



きれいなミラーできれいな視界を

＜原田～矢越地区カーブミラー清掃＞
 ＜縫道石山登山口ゴミ拾い＞

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

6月の早めの点灯時間は午後6時です。



カーブミラー清掃に協力していただいたみなさん



縫道石山ゴミ拾いに協力していただいたみなさん
 上段：母の会・駐在所連絡協議会のみなさん
 下段：福浦小中学校児童生徒・PTAのみなさん



四月十七日(土)、原田から矢越地区のカーブミラー清掃を行いました。当日は天候にも恵まれ、諏訪内駐在所長・駐在所連絡協議会のみなさんなどの協力の下、ケガもなく無事に行うことが出来ました。
 また、当日は福浦地区縫道石山登山口付近のゴミ拾いも行い、福浦小中学校児童・生徒、PTAの方など多数のみなさまからご協力いただきました。

交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
 交通死亡事故ゼロ
 次の目標は2,500日

記録
2,370日
 (6/1現在)

母の会は八月二十一日で結成二十五周年を迎えます。



緊急制車の練習中です!!



自転車の方にも配慮しました



「安全運転おがいます!」



協力していただいたみなさん

ドライバーのみなさん!
安全に気をつけた運転を心掛けてね!
 ～磯谷小中学校マスケットプレゼント作戦～
 四月二十九日(木)、磯谷地区駐車帯においてマスケットプレゼント作戦を実施しました。当日は多少風が強かった中でしたが、ドライバー・観光客のみなさんに「安全運転お願いします!」と元気に呼び掛けを行いました。

悪質商法の被害に遭わないように注意しましょう

最近、「無担保、保証人なし、低金利で金を貸します」のうたい文句で無差別に文書を送りつけ、お金を借りることを勧め、その手口に乗って申し込むと、逆に「あなたの信用を見るためにとりあえず〇〇万円を送金してください」などと言ってお金を送金させ、お金は貸してもらえず送金したお金はそのまま騙し取られると言う悪質な手口や「消防から来た。東北電力から来た。」などと言って消火器の点検、電機のブレーカー等の点検と称して代金を騙し取るという手口の悪質商法が増えています。

●被害防止ワンポイントアドバイス

- ・楽をして大金を儲けられるような、そんなうまい話はありません。「儲け話」を鵜呑みにすることなく、「損をすること」も考えてください。
- ・勧誘の電話を切りたいためにあいまいな返事をしないこと。不要なものなら、はっきり「いりません」と断りましょう。
- ・契約書をよく読み、内容を十分理解してから契約するようにしてください。
- ・借入契約書を作成しない、渡さないような金融

※悪質商法の被害に遭ったり、不審に思った場合は、一人で悩まずに警察本部の「警察安全相談室」☎017-735-9110（プッシュホン #9110）まで

業者からは借りないこと。お金を借りる場合には、返済のこともよく確認しましょう。

- ・ネズミ講などの「儲け話」にうっかり信用し、友人等を勧誘した場合、自らが法律違反となる場合があることを忘れないでください。
- ・おかしいと思ったら契約せずに、警察や消費者センターなどの相談窓口にご相談しましょう。

●クーリング・オフ制度の活用

「クーリング・オフ制度」とは、訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合に、クーリング・オフの期間内であれば、一部の場合を除き消費者は販売業者に対して、書面で無条件に申し込みの撤回や契約の解除ができるという制度です。

この期間は法律によって定められていて、後日、紛議が生じないように「内容証明郵便」で申し出ることが効果的です。電話での解約通知は、証明するものが残らないのでさけてください。

クーリング・オフは、期間内に書面を送付すればよく、販売業者に届くのが期間後になっても差し支えありません。

来日外国人の不法滞在、不法就労防止にご協力を!

近年、来日外国人による犯罪が、ますます組織化、凶悪化してきており、不法滞在者も年々増加傾向にあります。そこで、「不審な外国人を見かけた」「不審な外国人が働いている」などの情報がありましたら、佐井駐在所へお知らせください。

駐在日誌 ～4月中の事件・事故概況～

【事故】物損事故 1件…牛滝地区
事件の発生はゼロでした。

※事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなでお気をつけましょう!

けん銃の摘発にご協力を

～旧軍用けん銃が眠っていませんか?～

旧軍用けん銃とは、第二次世界大戦以前に軍隊関係者が持っていたけん銃のことです。

現在も押入やタンス、蔵などに眠っているかもしれません。戦時中の持ち物を今一度確かめてみてください。自主的に提出すれば、処罰を免除されたり軽くなるように法律で定められています。

関連情報をお寄せください。どんな小さな情報でも結構です。

■問い合わせ

佐井駐在所 または けん銃110番
☎017-735-1074 まで

＜警察官（大学卒）募集＞ 君に託す 青い森の治安

青森県人事委員会及び青森県警察本部では、大学卒業（見込）者を対象に警察官Aの採用試験を行います。受付期間は、6月1日(火)から6月25日(金)までです。詳しくは、下記にお問い合わせください。

■受験手続き、その他の問い合わせ

青森県警察本部警務教養課☎017-723-4211（内線2663、2664）または県内各警察署まで

お知らせコーナー

平成16年度郵政一般職採用試験のご案内

■受験申込期間

平成16年6月7日(月)～6月21日(月) [21日までの消印有効]

■受験案内等配布場所

県名	受験案内を設置している郵便局
青森県	青森中央・青森西・弘前・五所川原・黒石・八戸・むつ・三沢・八戸西・十和田・三戸

※6月14日(月)までに佐井郵便局に受験申し込みのご連絡をいただきますと、受験案内及び申込書を取り寄せ郵送いたします。その日を過ぎますと、直接東北支社もしくは受験案内を設置している郵便局まで取りにいかれますようお願いいたします。

■申込方法

受験申込書は「配達記録郵便」で送付願います。

※受験票郵送料として申込書の裏面に50円切手1枚を必ず貼ってください。

■問い合わせ

(1)採用試験担当連絡先

日本郵政公社東北支社人事部人事課 郵政一般職採用試験担当
〒980-8797 仙台市青葉区一番町1-1-34 ☎022-267-7665

(2)採用試験に関する詳細な情報

受験案内地 日本郵政公社ホームページの採用インフォメーション
http://www.japanpost.jp/whatsnew/saiyou00/saiyou_index.html
詳細については、佐井郵便局までお問い合わせください。 ☎☎2260

国民年金だより

役場住民課 ☎☎2111

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎☎2278

年金は請求しないと支給されません。ご注意ください。

1. 「老齢給付裁定請求書」を提出しましょう。

60歳または65歳になると特別支給の老齢厚生年金や老齢基礎年金が支給されます。しかし、本人の請求がなければ支給されません。「老齢給付裁定請求書」を定められたところへ提出しましょう。

2. 必要な書類をご確認ください。

- 1 年金手帳
- 2 印鑑 (認印)
- 3 戸籍謄本 (誕生日の前日から役場で請求)
- 4 配偶者が年金をもらっているときは年金証書
- 5 預金通帳 (本人名義)

※上記以外の書類が必要な場合もあります。

3. 「老齢給付裁定請求書」の提出先は…

加入していた年金制度	請求先
国民年金のみ加入	役場
国民年金(3号の期間がある)	社会保険事務所
厚生年金のみ加入	最後に勤務した会社の管轄社会保険事務所
共済組合のみ加入	各共済組合

4. 「年金証書」「年金裁定通知書」が届きます。

5. 受給開始です。

振込は2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回です。

むつ科学技術館だより

【新展示品がやってきた!!】

当館の1階にある「自然の不思議な世界」のコーナーに、アメリカ・サンフランシスコにあるエクスプロアトリウムという参加体験型の展示館から2つのユニークな展示品が仲間入りしました。今回は、「共振するリング」という展示品をご紹介します。

共振するリング

右の写真のように、丸いスピーカーの上に異なる大きさの金属リングが6個取り付けられています。説明板には1秒間にスピーカーが振動する回数を変えることのできるダイヤルがついています。このダイヤルをゆっくりと回していくとある異なった振動数で1つ1つのリングが順に激しくふるえはじめます。これを共振といいます。振動数を変えていくとリングがある決まった動きをしますが、詳しくは当館にお越しの際にじっくりと展示品に触れて観察してみてください。



【6・7月つくってたいけん工作コーナーのご案内】

当館では、毎週土曜日と日曜日、祝日にちびっこ工作教室を開催しています。メニューは、5月の「クリップ・マグネットをつくろう」に替わり「空気砲をつくろう」になります。フィルムケースや風船などを使ってミニチュアの空気砲を作ることができます。予約や参加費は必要ありませんので、当館に遊びに来た時にはぜひ参加してくださいね!!

<問い合わせ先>むつ科学技術館 TEL:25-2091 FAX:25-2092 (URL) <http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm>

米政策改革相談窓口を設置しました

平成16年4月をスタートとし、平成22年に米づくりのあるべき姿の実現を目指す米政策改革について、その趣旨を地域の関係者をはじめ生産現場にご理解いただき、JA・市町村が中心となって策定する

- 地域水田農業ビジョンの実現
- 地域の特色ある産地づくり
- 農業者・農業者団体による自主的・主体的な需給調整の取り組み

等のサポート、推進に随時ご相談を受付しています。

※米政策改革相談窓口設置場所

青森農政事務所地域第二課（十和田庁舎）

担当：新山・向中野（むかいなかの）

〒034-0081 十和田市西十三番町2-24

TEL:0176-23-3145 FAX:0176-23-3147

・青森農政事務所ホームページ

http://www.tohoku.maff.go.jp/sr_aomori/

・青森農政事務所メールアドレス

aomorinousei@tohoku.maff.go.jp

セクシュアルハラスメントに関するカウンセリング相談

■実施主体 青森労働局雇用均等室

■日 時

平成16年6月18日(金) 午前10時～午後5時
※なお、上記日程で都合が合わない場合や、予定人数に達したことにより予約できなかった場合には、個別の日程調整も可能である。

■会 場

青森合同庁舎内小会議室 青森市新町2丁目4-25

■対象者

職場でセクシュアルハラスメントを受けている（または受けていた）女性労働者

■利用回数・時間

相談者1名につき1回まで。1回当たり1～2時間程度。（秘密は厳守する）

■相談料 無料

■利用申込み

- ・電話による予約制
- ・予約受付時間：午前8時30分～午後5時（月～金曜日、ただし祝日除く）
- ・申込み先：青森労働局雇用均等室

☎017-734-4211

総務省からのお知らせ ～6月1日から10日までは「電波利用保護旬間」です～

クリーンな電波環境がIT社会を支えます。

電波はみんなのものだから、ルールを守って正しく使いましょう。

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは、総務省東北総合通信局監視課☎022-221-0641へ

児童手当現況届について

■現況届の提出は6月中旬！

現在児童手当を受けているすべての方は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。5月末に役場から郵送された現況届に必要な事項を記載のうえ、役場住民課へ提出してください。

■現況届に必要な添付書類

- ・健康保険被保険者証（受給者が厚生年金加入者である場合に提出）
- ・前住所地の児童手当所得証明書（1月1日に佐井村に住所がなかった場合）
- ・その他必要に応じて提出する書類があります。

注意）現況届の提出がない場合、6月以降の手当は、届出がされるまで支給されません。

■児童手当が小学校3年生まで拡大されます

しかし現在改制法案が成立していない状態です。制度改制後、認定請求等の受付について対象者へ通知します。

介護保険料(普通徴収1期分)
村県民税(1期分)・固定資産税(2期分)

納期は
6月30日(水)です。

忘れずに納入しましょう！

担当：役場住民課税務係 ☎ 23111

戸籍の窓口

5月15日現在

◎お誕生おめでとう

若山 桜大(晋 司) 古佐井
小笠原 星(博 文) 大佐井

◎ご結婚おめでとう

(能登 文男 中 道
岸本 郁子 東京都
(石戸 秀之 古佐井
千葉 香 岩手県
(阿部 涉 鳳岡浦村
館脇美穂子 矢 越

◎おくやみ申し上げます

田中ゆき子(岩 男) 原 田
加賀 この(忠 一) 中 道

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

お詫びと訂正 広報さい5月号 戸籍の窓口

◎お誕生おめでとう 田中明日香(正栄)→(正高)
お詫びして訂正いたします。

佐井村の人口

4月30日現在

男 1,500 (+12)
女 1,489 (+7)
計 2,989 (+19)
世帯数 1,100 (+17)

() 内は前月比

●バス車内での運賃のお支払いは割安な各種回数券をご利用ください。

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店 ★長後…滝本商店

夜の水族館見学会

■概 要

館内の照明を消して、普段見ることのできない、昼とは違う夜の魚たちの様子をご覧ください。

■開 催 日

平成16年6月中の毎土曜日(6月5日、12日、19日、26日計4回)

■見学時間 17:30~20:00

■受付時間 9:00~17:30

■参加料金

16:30以後に入館した場合、イルカショー(16:00~)終了後の特別料金(一般・高校生700円、小・中学生350円)

※ただし、16:30前に入館した場合は通常の料金となります。

知事とのわいわいミーティング参加者募集

「知事とのわいわいミーティング」は、知事と県民のみなさんが、青森県の未来を創るための提案・提言について直接意見交換をする場です。

「こんな青森県になったらいいな」「未来の青森県に望むこと」などについて、みなさんの具体的で新鮮なアイデアをお待ちしています。

■開催日時 平成16年7月17日(土) 13:00~15:00

■場 所 下北文化会館(むつ市金谷一丁目10-1)

■申込方法

青森県むつ合同庁舎・むつ市役所・佐井村役場等で配布している申込書によりお申し込みください。

■締 切 7月2日(金)

■申 込 先

〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県広報広聴室

FAX: 017-734-8031

メールアドレス: koho@ags.pref.aomori.jp

■問い合わせ

青森県広報広聴室 ☎017-734-9138

日帰りバスツアー

6月の旅

6月の旅	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日	6月25日
大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館
大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館

7月の旅

7月の旅	7月1日	7月2日	7月3日	7月4日	7月5日
大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館
大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館	大館-七ヶ浦-三戸/三戸-大館

お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金谷1-8-12
☎(0175)23-3111